

○おいらせ町補助金等評価委員会設置要綱

平成22年3月24日

告示第23号

(目的)

第1条 町が交付する補助金等について、第三者の視点から客観的かつ公平に評価を行い、補助金等の適正かつ効果的な執行を図るため、おいらせ町補助金等評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この告示において、「補助金等」とは、おいらせ町補助金等の交付に関する規則（平成18年おいらせ町規則第46号）第2条第1項に規定する補助金等をいう。

(所掌事項)

第3条 評価委員会は、次に掲げる事項について調査、審査を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 補助金等の評価に関すること
- (2) 補助金等の交付の適否に関すること
- (3) その他補助金等に関すること

2 前項の調査、審査に当たっては、補助金等の関係者に対して事業内容等に関するヒアリングを実施するものとする。

(組織)

第4条 評価委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、行政運営及び補助金等について識見を有する者並びに町民の中から町長が委嘱する。

3 前項の委員のうち2人は、公募により選任するものとする。ただし、公募の結果、募集人員に満たない場合又は選考結果において該当者がいない場合は、この限りでない。

4 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が任期の途中で欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 評価委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を評価委員会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、財政課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。